

平成30年度介護報酬改定等説明会資料

【介護医療院・(介護予防)短期入所療養介護】

1 平成30年度介護報酬改定の概要(案)
介護医療院 1

2 介護報酬の算定構造(案)
介護医療院 13
短期入所療養介護 15
介護予防短期入所療養介護 17

3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)
介護医療院 18
短期入所療養介護 21
介護予防短期入所療養介護 23

4 介護医療院等への転換支援及び開設許可
介護医療院等への転換の支援措置について 25
介護医療院の開設許可申請に係る手続きの流れ 26

各種通知については、必ず正式な厚生労働省の通知にてご確認ください。

はじめに

- 平成30年度介護報酬改定等の内容は、今後、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されることとなります。本日は、その概要(案)を説明します。詳細については、省令・告示・通知等をご参照ください。
- 資料は、平成30年1月26日に開催された「第158回 社会保障審議会給付費分科会」の資料のうち各サービスに係るページを抜粋しています(平成30年3月6日に開催された「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料と同様の内容であると確認済み。)
- 正式な省令・告示・通知等は、厚生労働省の通知発出後に以下のホームページに掲載予定です。また、新たにQ&A等が発出された場合も、同じく掲載予定ですので、随時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県HP※>健康・福祉>介護>介護サービス事業所>報酬改定
※熊本県HP <http://www.pref.kumamoto.jp/>

平成30年3月
熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課
熊本市健康福祉局福祉部高齢介護福祉課

23. 介護医療院

252

23. 介護医療院

改定事項

- ① 介護医療院の基準
- ② 介護医療院の基本報酬等
- ③ 介護医療院への転換
- ④ 認知症専門ケア加算の創設
- ⑤ 排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の創設
- ⑥ 口腔衛生管理の充実
- ⑦ 栄養マネジメント加算の要件緩和
- ⑧ 栄養改善の取組の推進
- ⑨ 入院先医療機関との間の栄養管理に関する連携
- ⑩ 身体的拘束等の適正化
- ⑪ 診断分類（DPC）コードの記載
- ⑫ 療養食加算の見直し
- ⑬ 介護職員処遇改善加算の見直し
- ⑭ 居室とケア
- ⑮ 介護医療院が提供する居宅サービス

253

23. 介護医療院 ①介護医療院の基準

概要

○ 介護医療院については、社会保障審議会「療養病床の在り方等に関する特別部会」の議論の整理において、介護療養病床（療養機能強化型）相当のサービス（Ⅰ型）と、老人保健施設相当以上のサービス（Ⅱ型）の2つのサービスが提供されることとされているが、この人員・設備・運営基準等については以下のとおりとする。

ア サービス提供単位

介護医療院のⅠ型とⅡ型のサービスについては、介護療養病床において病棟単位でサービスが提供されていることに鑑み、療養棟単位で提供できることとする。ただし、規模が小さい場合については、これまでの介護療養病床での取扱いと同様に、療養室単位でのサービス提供を可能とする。

イ 人員配置

開設に伴う人員基準については、日中・夜間を通じ長期療養を主目的としたサービスを提供する観点から、介護療養病床と介護療養型老人保健施設の基準を参考に、

- i 医師、薬剤師、看護職員、介護職員は、Ⅰ型とⅡ型に求められる医療・介護ニーズを勘案して設定し、
- ii リハビリテーション専門職、栄養士、放射線技師、その他の従業者は施設全体として配置をすることを念頭に設定することとする。

ウ 設備

療養室については、定員4名以下、1人あたり床面積を8.0㎡/人以上とし、療養環境をより充実する観点から、4名以下の多床室であってもプライバシーに配慮した環境になるよう努めることとする。

また、療養室以外の設備基準については、介護療養型医療施設で提供される医療水準を提供する観点から、診察室、処置室、機能訓練室、臨床検査設備、エックス線装置等を求めることとする。その際、医療設備については、医療法等において求められている衛生面での基準との整合性を図ることとする。

※ 次ページに続く

254

23. 介護医療院 ①介護医療院の基準（続き）

概要

※ 介護医療院の人員・設備・運営基準等の続き

エ 運営

運営基準については、介護療養型医療施設の基準と同様としつつ、他の介護保険施設との整合性や長期療養を支えるサービスという観点も鑑みて設定することとする。なお、これまで病院として求めていた医師の宿直については引き続き求めることとするが、一定の条件を満たす場合等に一定の配慮を行うこととする。

オ 医療機関との併設の場合の取扱い

医療機関と併設する場合については、医療資源の有効活用の観点から、宿直の医師を兼任できるようにする等の人員基準の緩和や設備の共用を可能とする。

カ ユニットケア

他の介護保険施設でユニット型を設定していることから、介護医療院でもユニット型を設定することとする。

255

23. 介護医療院 ①介護医療院の基準（人員基準）

	介護療養病床(病院) 【療養機能強化型】		介護医療院				介護老人保健施設		
	指定基準	報酬上の基準	指定基準		報酬上の基準		指定基準	報酬上の基準	
			類型(I)	類型(II)	類型(I)	類型(II)			
人員基準 (雇用人員)	医師	48:1 (病院で3以上)	—	48:1 (施設で3以上)	100:1 (施設で1以上)	—	—	100:1 (施設で1以上)	—
	薬剤師	150:1	—	150:1	300:1	—	—	300:1	—
	看護職員	6:1	6:1 うち看護師 2割以上	6:1	6:1	6:1 うち看護師 2割以上	6:1	3:1 (看護2/7)	【従来型・強化型】 看護・介護3:1 【介護療養型】 ^(注3) 看護6:1、 介護6:1~4:1
	介護職員	6:1	5:1~4:1	5:1	6:1	5:1~4:1	6:1~4:1	—	—
	支援相談員							100:1 (1名以上)	—
	リハビリ専門職	PT/OT: 適当数	—	PT/OT/ST:適当数		—	—	PT/OT/ST: 100:1	—
	栄養士	定員100以上 で1以上	—	定員100以上で1以上		—	—	定員100以上 で1以上	—
	介護支援専門員	100:1 (1名以上)	—	100:1 (1名以上)		—	—	100:1 (1名以上)	—
	放射線技師	適当数	—	適当数		—	—		
	他の従業者	適当数	—	適当数		—	—	適当数	—
医師の宿直	医師:宿直	—	医師:宿直	—	—	—	—	—	

注1: 数字に下線があるものは、医療法施行規則における基準を準用 注2: 背景が緑で示されているものは、病院としての基準 注3: 基準はないが、想定している報酬上の配置。療養体制維持特別加算で介護4:1となる。

256

23. 介護医療院 ①介護医療院の基準（施設基準）

	介護療養病床(病院) 【療養機能強化型】		介護医療院	介護老人保健施設
	指定基準		指定基準	指定基準
施設設備	診察室	各科専門の診察室	医師が診察を行うのに適切なもの	医師が診察を行うのに適切なもの
	病室・療養室	定員4名以下、床面積6.4m ² /人以上	定員4名以下、床面積8.0m ² /人以上 ※転換の場合、大規模改修まで 6.4m ² /人以上で可	定員4名以下、床面積8.0m ² /人以上 ※転換の場合、大規模改修まで 6.4m ² /人以上で可
	機能訓練室	40m ² 以上	40m ² 以上	入所定員1人あたり1m ² 以上 ※転換の場合、大規模改修まで緩和
	談話室	談話を楽しめる広さ	談話を楽しめる広さ	談話を楽しめる広さ
	食堂	入院患者1人あたり1m ² 以上	入所定員1人あたり1m ² 以上	入所定員1人あたり2m ² 以上
	浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものを	身体の不自由な者が入浴するのに適したものを	身体の不自由な者が入浴するのに適したものを
	レクリエーションルーム		十分な広さ	十分な広さ
	その他医療設備	処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所	処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所	(薬剤師が調剤を行う場合:調剤所)
	他設備	給食施設、その他都道府県の条例で定める施設	洗面所、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室	洗面所、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室
	構造設備	医療の構造設備	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備、放射線に関する構造設備	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備、放射線に関する構造設備
廊下		廊下幅: 1.8m、中廊下は2.7m ※経過措置 廊下幅: 1.2m、中廊下1.6m	廊下幅: 1.8m、中廊下の場合は2.7m ※転換の場合 廊下幅:1.2m、中廊下1.6m	廊下幅: 1.8m、中廊下の場合は2.7m ※転換の場合 廊下幅: 1.2m、中廊下1.6m
耐火構造		(3階以上に病室がある場合) 建築基準法に基づく主要構造部:耐火建築物	原則、耐火建築物(2階建て又は平屋建てのうち特別な場合は準耐火建築物) ※転換の場合、特例あり	原則、耐火建築物(2階建て又は平屋建てのうち特別な場合は準耐火建築物) ※転換の場合、特例あり

注 介護療養病床の基準において、緑で示されているものは、病院としての基準

257

23. 介護医療院 ②介護医療院の基本報酬等

概要

介護医療院の基本報酬及び加算等については、介護療養病床と同水準の医療提供が求められることや介護療養病床よりも充実した療養環境が求められること等を踏まえ、以下のとおりとする。

ア 基本報酬の基準

介護医療院の基本報酬に求められる基準については、

- ・ I型では現行の介護療養病床（療養機能強化型）を参考とし、
- ・ II型では介護老人保健施設の基準を参考としつつ、24時間の看護職員の配置が可能となることに考慮し設定することとする。

その上で、介護医療院の基本報酬については、I型、II型に求められる機能を踏まえ、それぞれに設定される基準に応じた評価を行い、一定の医療処置や重度者要件等を設けメリハリをつけた評価とするとともに、介護療養病床よりも療養室の環境を充実させていることも合わせて評価することとする。

単位数

○ 基本報酬（多床室の場合）（単位／日）

	(新設)					
	I型療養床			II型療養床		
	I型介護医療院 サービス費(I) (療養機能強化型A相当) (看護6:1介護4:1)	I型介護医療院 サービス費(II) (療養機能強化型B相当) (看護6:1介護4:1)	I型介護医療院 サービス費(III) (療養機能強化型B相当) (看護6:1介護5:1)	II型介護医療院 サービス費(I) (転換老健相当) (看護6:1介護4:1)	II型介護医療院 サービス費(II) (転換老健相当) (看護6:1介護5:1)	II型介護医療院 サービス費(III) (転換老健相当) (看護6:1介護6:1)
要介護1	803	791	775	758	742	731
要介護2	911	898	882	852	836	825
要介護3	1,144	1,127	1,111	1,056	1,040	1,029
要介護4	1,243	1,224	1,208	1,143	1,127	1,116
要介護5	1,332	1,312	1,296	1,221	1,205	1,194

※ 療養室等の療養環境の基準を満たさない場合には25単位を減算する。 258

23. 介護医療院 ②介護医療院の基本報酬等（続き）

算定要件等

○ 基本報酬にかかる医療処置又は重度者要件（I型基本サービス費（I）の場合）

- ・ 入所者等のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が50%^(注1)以上。
- ・ 入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が50%^(注2)以上。
- ・ 入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が10%^(注3)以上。

①医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

②入所者等又はその家族等の同意を得て、入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。

③医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

- ・ 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること。

(注1) I型介護医療院(II)(III)では、50%

(注2) I型介護医療院(II)(III)では、30%

(注3) I型介護医療院(II)(III)では、5%

- ・ 地域に貢献する活動を行っていること。

○ 基本報酬にかかる医療処置又は重度者要件（II型基本サービス費の場合）

- ・ 下記のいずれかを満たすこと

①喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が15%以上

②著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が20%以上

③著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が25%以上

- ・ ターミナルケアを行う体制があること

23. 介護医療院 ②介護医療院の基本報酬等（続き）

概要

- イ 加算その他の取扱い
介護療養型医療施設で評価されている加算等その他の取扱いについては、引き続き介護医療院においても同様とする。なお、必要に応じて加算等の名称を変更する。
(例) 退院時指導等加算 → 退所時指導等加算
特定診療費 → 特別診療費
- ウ 緊急時の医療
介護医療院は、病院・診療所ではないものの、医療提供施設として緊急時の医療に対応する必要があることから、介護老人保健施設と同様に、緊急時施設療養費と同様の評価を行うこととする。
- エ 重度の認知症疾患への対応
重度の認知症疾患への対応については、入所者の全てが認知症である老人性認知症疾患療養病棟で評価されているような、精神保健福祉士や看護職員の手厚い配置に加え、精神科病院との連携等を加算として評価することとする。

単位数

＜主な加算＞			
初期加算	30単位/日	緊急時施設療養費(緊急時治療管理)	511単位/日
栄養マネジメント加算	14単位/日	経口移行加算	28単位/日
		重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)	100単位/日(加算(Ⅱ)で要介護5の場合)

算定要件等

- ＜主な加算の概要＞
- 初期加算: 入所した日から起算して30日以内の期間。
 - 栄養マネジメント加算: 基準に適合する介護医療院の管理栄養士が継続的に入所者ごとの影響管理をすること。
 - 経口移行加算: 医師、歯科医師、管理栄養士等が共同して、入所者ごとに経口移行計画を作成し、計画に従って支援が行われること。
 - 緊急時施設療養費(緊急時治療管理): 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合に緊急的な治療管理を行った場合。
 - 重度認知症疾患療養体制加算: 入所者の全てが認知症であり、精神保健福祉士や看護職員が一定数以上配置されていることに加え、精神科病院との連携等の要件を満たすこと

260

23. 介護医療院 ③介護医療院への転換

概要

- ア 基準の緩和等
○ 介護療養型医療施設又は医療療養病床から介護医療院に転換する場合について、療養室の床面積や廊下幅等の基準緩和等、現行の介護療養型医療施設又は医療療養病床が転換するにあたり配慮が必要な事項については、基準の緩和等を行うこととする。
- イ 転換後の加算
○ 介護療養型医療施設又は医療療養病床から介護医療院への転換後、転換前後におけるサービスの変更内容を利用者及びその家族や地域住民等に丁寧に説明する等の取組みについて、最初に転換した時期を起算日として、1年間に限り算定可能な加算を創設する。ただし、当該加算については介護医療院の認知度が高まると考えられる平成33年3月末までの期限を設ける。
- ウ 介護療養型老人保健施設の取扱い
○ 介護療養型老人保健施設についても、上記と同様の転換支援策を用意するとともに、転換前の介護療養型医療施設又は医療療養病床では有していたが転換の際に一部撤去している可能性がある設備等については、サービスに支障の無い範囲で配慮を行うこととする。

基準

- (例) 療養室の床面積: 大規模改修するまでの間、床面積を6.4㎡/人 以上で可とする。
廊下幅(中廊下): 大規模改修するまでの間、廊下幅(中廊下)を、1.2(1.6)m以上(内法)で可とする。
直通階段・エレベーター設置基準: 大規模改修するまでの間、屋内の直通階段を2以上で転換可能とする。

単位数

＜現行＞	なし	⇒	＜改定後＞
			移行定着支援加算 93単位/日(新設)

算定要件等

- 介護療養型医療施設、医療療養病床又は介護療養型老人保健施設から転換した介護医療院である場合
- 転換を行って介護医療院を開設した等の旨を地域の住民に周知するとともに、当該介護医療院の入所者やその家族等への説明に取り組んでいること。
- 入所者及びその家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与していること。

261

23. 介護医療院 ④認知症専門ケア加算の創設

概要

- どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、介護保険施設に設けられている「認知症専門ケア加算」、「若年性認知症患者受入加算」及び「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を介護医療院にも創設する。

単位数

- | | | |
|-------------------|---|------------------------------|
| ○認知症専門ケア加算 | | |
| <現行> | | <改定後> |
| なし | ⇒ | 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日(新設) |
| | | 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日(新設) |
| ○若年性認知症患者受入加算 | | |
| <現行> | | <改定後> |
| なし | ⇒ | 若年性認知症患者受入加算 120単位/日(新設) |
| ○認知症行動・心理症状緊急対応加算 | | |
| <現行> | | <改定後> |
| なし | ⇒ | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日(新設) |

算定要件等

- 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
- 施設における利用者の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
 - 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
- 加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること。
 - 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
- 若年性認知症患者受入加算
- 受け入れた若年性認知症患者ごとに個別の担当者を定めていること。
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算
- 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した場合者に対し、サービスを行った場合に、入院した日から起算して7日を限度として算定。

262

23. 介護医療院 ⑤排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設

概要

- 排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合の新たな評価を設ける。

単位数

- | | | |
|------|---|---------------------|
| <現行> | | <改定後> |
| なし | ⇒ | 排せつ支援加算 100単位/月(新設) |

算定要件等

- 排泄に介護を要する利用者(※1)のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できる(※2)と医師、または適宜医師と連携した看護師(※3)が判断し、利用者もそれを希望する場合、多職種が排泄にかかる各種ガイドライン等を参考として、
- 排泄に介護を要する原因等についての分析
 - 分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施することについて、一定期間、高い評価を行う。

(※1) 要介護認定調査の「排尿」または「排便」が「一部介助」または「全介助」である場合等。

(※2) 要介護認定調査の「排尿」または「排便」の項目が「全介助」から「一部介助」以上に、または「一部介助」から「見守り等」以上に改善することを目安とする。

(※3) 看護師が判断する場合は、当該判断について事前又は事後の医師への報告を要することとし、利用者の背景疾患の状況を勧告する必要がある場合等は、事前の医師への相談を要することとする。

263

23. 介護医療院 ⑥口腔衛生管理の充実

概要

- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを行うことを評価した口腔衛生管理加算について、歯科衛生士が行う口腔ケアの対象者を拡大する観点から回数の緩和をするとともに、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行うことで口腔衛生管理の充実を図るため、以下の見直しを行う。
 - i 歯科衛生士が行う口腔ケアの実施回数は、現行の月4回以上を月2回以上に見直す。
 - ii 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行い、当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じ対応することを新たな要件に加える。

単位数

口腔衛生管理加算	<現行> なし	⇒	<改定後> 90単位/月（新設）
----------	------------	---	---------------------

算定要件等

- 口腔衛生管理体制加算が算定されている場合
- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合
- 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言を及び指導を行った場合
- 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔に関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合

264

23. 介護医療院 ⑦栄養マネジメント加算の要件緩和

概要

- 栄養マネジメント加算の要件を緩和し、常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の他の介護保険施設（1施設に限る。）との兼務の場合にも算定を認めることとする。【通知改正】

単位数

栄養マネジメント加算	<現行> なし	⇒	<改定後> 14単位/日（新設）
------------	------------	---	---------------------

算定要件等

- 常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の介護保険施設（1施設に限る。）との栄養ケア・マネジメントの兼務の場合にも算定を認めることとする。

265

23. 介護医療院 ⑧栄養改善の取組の推進

概要

- 低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなど、低栄養リスクの改善に関する新たな評価を創設する。

単位数

<現行> なし ⇒ <改定後> 低栄養リスク改善加算 300単位/月（新設）

算定要件等

- 栄養マネジメント加算を算定している施設であること
- 経口移行加算・経口維持加算を算定していない入所者であること
- 低栄養リスクが「高」の入所者であること
- 新規入所時又は再入所時のみ算定可能とすること
- 月1回以上、多職種が共同して入所者の栄養管理をするための会議を行い、低栄養状態を改善するための特別な栄養管理の方法等を示した栄養ケア計画を作成すること（作成した栄養ケア計画は月1回以上見直すこと）。また当該計画については、特別な管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること
- 作成した栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等は対象となる入所者に対し食事の観察を週5回以上行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事・栄養調整等を行うこと
- 当該入所者又はその家族の求めに応じ、栄養管理の進捗の説明や栄養食事相談等を適宜行うこと。
- 入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6か月以内の期間に限るものとし、それを越えた場合においては、原則として算定しないこと。

266

23. 介護医療院 ⑨入院先医療機関との間の栄養管理に関する連携

概要

- 介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合の評価を創設する。

単位数

<現行> なし ⇒ <改定後> 再入所時栄養連携加算 400単位/回（新設）

算定要件等

- 介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合に、1回に限り算定できること。
- 栄養マネジメント加算を算定していること。

267

23. 介護医療院 ⑩身体的拘束等の適正化

概要

- 身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体拘束廃止未実施減算を創設する。

単位数

<現行> なし ⇒ <改定後> 身体拘束廃止未実施減算 10%/日減算（新設）

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。
 - ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

268

23. 介護医療院 ⑪診断分類（DPC）コードの記載

概要

慢性期における医療ニーズに関する、要介護度や医療処置の頻度以外の医療に関する情報を幅広く収集する観点から、療養機能強化型以外の介護療養型医療施設についても、その入所者の介護給付費明細書に医療資源を最も投入した傷病名を医科診断群分類（DPCコード）により記載することを求めることとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。【通知改正】

269

23. 介護医療院 ⑫療養食加算の見直し

概要

- 療養食加算について、1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。

単位数

	＜現行＞	⇒	＜改定後＞	
療養食加算	なし		6単位／回（新設）	

270

23. 介護医療院 ⑬介護職員処遇改善加算の見直し

概要

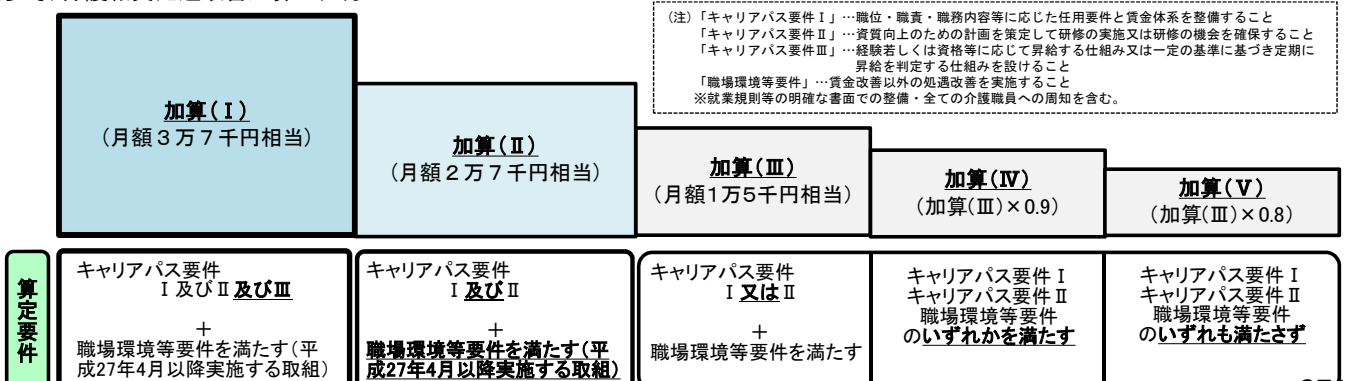
- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点から、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

算定要件等

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（※）までの間に限り算定することとする。

※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

（参考）介護職員処遇改善加算の区分

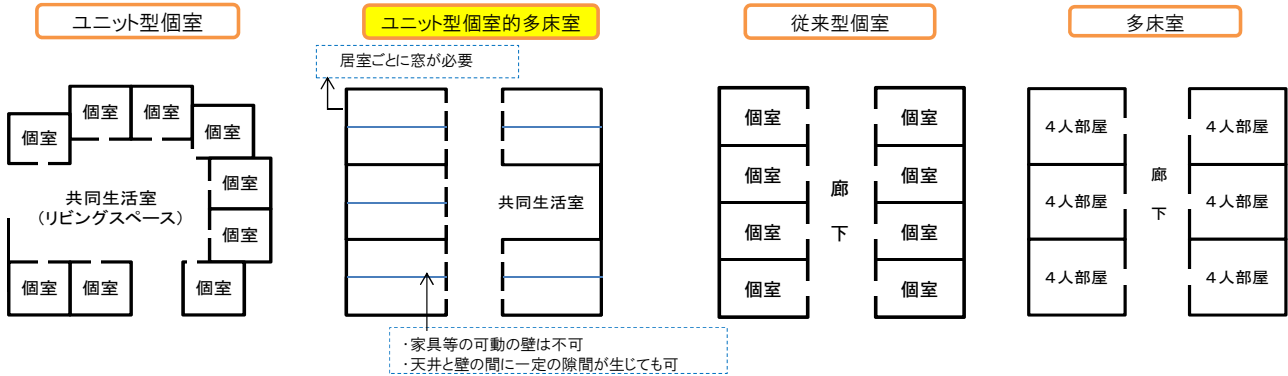


271

23. 介護医療院 ⑭居室とケア

概要

○ ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室的多床室」に変更する。



272

23. 介護医療院 ⑮介護医療院が提供する居宅サービス

概要

○ 介護療養型医療施設が提供可能であった短期入所療養介護、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションについては、介護医療院においても提供することを可能とする。

単位数

○短期入所療養介護(多床室の場合)(単位/日)

	I型療養床			II型療養床		
	I型介護医療院サービス費(I) (療養機能強化型A相当) (看護6:1介護4:1)	I型介護医療院サービス費(II) (療養機能強化型B相当) (看護6:1介護4:1)	I型介護医療院サービス費(III) (療養機能強化型B相当) (看護6:1介護5:1)	II型介護医療院サービス費(I) (転換老健相当) (看護6:1介護4:1)	II型介護医療院サービス費(II) (転換老健相当) (看護6:1介護5:1)	II型介護医療院サービス費(III) (転換老健相当) (看護6:1介護6:1)
要介護1	853	841	825	808	792	781
要介護2	961	948	932	902	886	875
要介護3	1,194	1,177	1,161	1,106	1,090	1,079
要介護4	1,293	1,274	1,258	1,193	1,177	1,166
要介護5	1,382	1,362	1,346	1,271	1,255	1,244

※療養室等の療養環境の基準を満たさない場合には25単位を減算する。

273

23. 介護医療院 ⑮介護医療院が提供する居宅サービス（続き）

単位数

○通所リハビリテーション

【例】要介護3の場合

通常規模型	3時間以上4時間未満	596単位/回（新設）
	4時間以上5時間未満	681単位/回（新設）
	5時間以上6時間未満	799単位/回（新設）
	6時間以上7時間未満	924単位/回（新設）
	7時間以上8時間未満	988単位/回（新設）
大規模型（Ⅰ）	3時間以上4時間未満	587単位/回（新設）
	4時間以上5時間未満	667単位/回（新設）
	5時間以上6時間未満	772単位/回（新設）
	6時間以上7時間未満	902単位/回（新設）
	7時間以上8時間未満	955単位/回（新設）
大規模型（Ⅱ）	3時間以上4時間未満	573単位/回（新設）
	4時間以上5時間未満	645単位/回（新設）
	5時間以上6時間未満	746単位/回（新設）
	6時間以上7時間未満	870単位/回（新設）
	7時間以上8時間未満	922単位/回（新設）

○訪問リハビリテーション 290単位/回

介護医療院サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注					
		夜勤を行う職員勤務条件を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	医師、薬剤師、看護師、介護職員、介護支援専門員の員数に満たない場合	看護師が定められた看護職員員数に20/100を乗じて算出された員数未満の場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束器具未実施減算	療養環境の基準(廊下)を満たさない場合	療養環境の基準(居室)を満たさない場合	夜勤を行う職員勤務条件に関する基準の区分による加算	若年性認知症入所者受入加算	
イ I型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) I型介護医療院サービス費(I)	(一) I型介護医療院サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (694 単位)				-69単位					
			要介護2 (802 単位)				-80単位					
			要介護3 (1,035 単位)				-104単位					
			要介護4 (1,134 単位)				-113単位					
	(2) I型介護医療院サービス費(II)	(一) I型介護医療院サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (803 単位)				-80単位					
			要介護2 (911 単位)				-91単位					
			要介護3 (1,144 単位)				-114単位					
			要介護4 (1,243 単位)				-124単位					
	(3) I型介護医療院サービス費(III)	(一) I型介護医療院サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (884 単位)				-88単位					
			要介護2 (790 単位)				-79単位					
			要介護3 (1,020 単位)				-102単位					
			要介護4 (1,117 単位)				-112単位					
ロ II型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) II型介護医療院サービス費(I)	(一) II型介護医療院サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (649 単位)				-65単位					
			要介護2 (743 単位)				-74単位					
			要介護3 (947 単位)				-95単位					
			要介護4 (1,034 単位)				-103単位					
	(2) II型介護医療院サービス費(II)	(一) II型介護医療院サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (758 単位)				-75単位					
			要介護2 (852 単位)				-85単位					
			要介護3 (1,056 単位)				-106単位					
			要介護4 (1,143 単位)				-114単位					
	(3) II型介護医療院サービス費(III)	(一) II型介護医療院サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (833 単位)				-83単位					
			要介護2 (727 単位)				-73単位					
			要介護3 (931 単位)				-93単位					
			要介護4 (1,018 単位)				-102単位					
ハ 特別介護医療院サービス費(1日につき)	(1) I型特別介護医療院サービス費	(一) I型特別介護医療院サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (649 単位)				-65単位					
			要介護2 (743 単位)				-74単位					
			要介護3 (954 単位)				-95単位					
			要介護4 (1,046 単位)				-105単位					
	(2) II型特別介護医療院サービス費	(一) II型特別介護医療院サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (735 単位)				-73単位					
			要介護2 (829 単位)				-83単位					
			要介護3 (1,029 単位)				-103単位					
			要介護4 (1,116 単位)				-112単位					
	ニ ユニット型 I型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) ユニット型 I型介護医療院サービス費(I)	(一) ユニット型 I型介護医療院サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (820 単位)				-82単位				
				要介護2 (928 単位)				-93単位				
				要介護3 (1,161 単位)				-116単位				
				要介護4 (1,260 単位)				-126単位				
(2) ユニット型 I型介護医療院サービス費(II)		(一) ユニット型 I型介護医療院サービス費(I) <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (810 単位)				-81単位					
			要介護2 (916 単位)				-92単位					
			要介護3 (1,146 単位)				-115単位					
			要介護4 (1,243 単位)				-124単位					
ホ ユニット型 II型介護医療院サービス費(1日につき)		(1) ユニット型 II型介護医療院サービス費(I) <ユニット型個室>	(一) ユニット型 II型介護医療院サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (819 単位)				-82単位				
				要介護2 (919 単位)				-92単位				
				要介護3 (1,135 単位)				-114単位				
				要介護4 (1,227 単位)				-123単位				
	(2) ユニット型 II型介護医療院サービス費(II) <ユニット型個室的多床室>	(一) ユニット型 II型介護医療院サービス費(I) <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (819 単位)				-82単位					
			要介護2 (919 単位)				-92単位					
			要介護3 (1,135 単位)				-114単位					
			要介護4 (1,227 単位)				-123単位					

ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費 (1日につき)	(1)ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一)ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1(770 単位) 要介護2(870 単位) 要介護3(1,089 単位) 要介護4(1,181 単位) 要介護5(1,264 単位)	×90/100	—77単位 —87単位 —109単位 —118単位 —126単位				
	(2)ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一)ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1(778 単位) 要介護2(873 単位) 要介護3(1,078 単位) 要介護4(1,166 単位) 要介護5(1,244 単位)		—77単位 —87単位 —108単位 —117単位 —124単位				
注 外泊時費用					入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定				
注 試行的通所サービス費					入所者に対して居宅における試行的通所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定				
注 他科受診時費用					入所者に対して、専門的な診療が必要になり、指図医機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定				
ト 初期加算 (1日につき +30単位)									
チ 再入所時栄養連携加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として400単位を加算)									
リ 通所時指導等加算(※2)	(一) 通所時指導加算	a 通所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)							
		b 通所後訪問指導加算 (通所後1回を限度に、460単位を算定)							
		c 通所時指導加算 (400単位)							
		d 通所時情報提供加算 (500単位)							
		e 通所前連携加算 (500単位)							
	(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として 300単位を算定)								
ヌ 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)									
ル 低栄養リスク改善加算(※2) (1月につき 300単位を加算)									
ヲ 経口移行加算(※2) (1日につき 28単位を加算)									
ワ 経口維持加算 (1月につき)(※2)	(一)経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)							
	(二)経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)							
カ 口腔衛生管理体制加算(※2) (1月につき 30単位を加算)									
ヨ 口腔衛生管理加算(※2) (1月につき 90単位を加算)									
タ 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))									
レ 在宅復帰支援機能加算(※2) (1日につき 10単位を加算)									
ソ 特別診療費(※2)									
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時診療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)								
	イ 特定診療								
ネ 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき3単位を加算)								
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき4単位を加算)								
ナ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)									
ヲ 重度認知症疾患療養体制加算	(一)重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)								
	(二)重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)								
ム 移行定着支援加算(※2) (1日につき93単位を加算)									
ウ 排せつ支援加算(※2) (1月につき 100単位を加算)									
キ サービス提供体制強化加算	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき18単位を加算)								
	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき12単位を加算)								
	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(四)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
ノ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×26/1000)								
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + (三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + (三)の80/100)								
注	所定単位数は、イからキまでにより算定した単位数の合計								

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等増額加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数及 び入所者の取 引の合計数が入 所者の定員を 超える場合	医師、薬剤師、 看護職員、介 護職員の員数 が基準に満た ない場合	看護師が基準 に定められた者 以外の職員が 20/100を垂 文として得た数未満 の場合	常勤のユニット リーダーをコ ントラクトに配 置していない場 合	看護管理の基 準(専業主)を 満たさない場合	看護管理の基 準(専業主)を 満たさない場合	夜勤を行う職員 の勤務条件に 関する基準の 区分による加算	認知症行動・心 理状態緊急対 応加算	緊急短期入 所受入加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対し て送迎を行う 場合
(1) I型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) I型介護医療院短期入所療養介護費(I)	a.I型介護医療院短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 744 単位	×90/100									
		要介護2 852 単位											
		要介護3 1,085 単位											
		要介護4 1,184 単位											
		要介護5 1,273 単位											
	b.I型介護医療院短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 853 単位											
		要介護2 961 単位											
		要介護3 1,194 単位											
		要介護4 1,293 単位											
		要介護5 1,382 単位											
	(二) I型介護医療院短期入所療養介護費(II)	a.I型介護医療院短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 734 単位										
		要介護2 840 単位											
		要介護3 1,070 単位											
		要介護4 1,167 単位											
		要介護5 1,265 単位											
b.I型介護医療院短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 841 単位												
	要介護2 948 単位												
	要介護3 1,177 単位												
	要介護4 1,274 単位												
	要介護5 1,362 単位												
(三) I型介護医療院短期入所療養介護費(III)	a.I型介護医療院短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 718 単位											
	要介護2 824 単位												
	要介護3 1,054 単位												
	要介護4 1,151 単位												
	要介護5 1,239 単位												
b.I型介護医療院短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 825 単位												
	要介護2 932 単位												
	要介護3 1,161 単位												
	要介護4 1,258 単位												
	要介護5 1,346 単位												
(2) II型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) II型介護医療院短期入所療養介護費(I)	a.II型介護医療院短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 699 単位										
		要介護2 793 単位											
		要介護3 997 単位											
		要介護4 1,084 単位											
		要介護5 1,162 単位											
	b.II型介護医療院短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 808 単位											
		要介護2 902 単位											
		要介護3 1,106 単位											
		要介護4 1,193 単位											
		要介護5 1,271 単位											
	(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(II)	a.II型介護医療院短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 683 単位										
		要介護2 777 単位											
		要介護3 981 単位											
		要介護4 1,068 単位											
		要介護5 1,146 単位											
b.II型介護医療院短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 792 単位												
	要介護2 886 単位												
	要介護3 1,090 単位												
	要介護4 1,177 単位												
	要介護5 1,255 単位												
(三) II型介護医療院短期入所療養介護費(III)	a.II型介護医療院短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 672 単位											
	要介護2 766 単位												
	要介護3 970 単位												
	要介護4 1,057 単位												
	要介護5 1,135 単位												
b.II型介護医療院短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 781 単位												
	要介護2 875 単位												
	要介護3 1,079 単位												
	要介護4 1,166 単位												
	要介護5 1,244 単位												
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) I型特別介護医療院短期入所療養介護費	a.I型特別介護医療院短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 685 単位	×90/100									
		要介護2 785 単位											
		要介護3 1,004 単位											
		要介護4 1,096 単位											
		要介護5 1,180 単位											
	b.I型特別介護医療院短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 786 単位											
		要介護2 888 単位											
		要介護3 1,105 単位											
		要介護4 1,198 単位											
		要介護5 1,281 単位											
	(二) II型特別介護医療院短期入所療養介護費	a.II型特別介護医療院短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 640 単位										
		要介護2 730 単位											
		要介護3 924 単位											
		要介護4 1,007 単位											
		要介護5 1,081 単位											
b.II型特別介護医療院短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 744 単位												
	要介護2 834 単位												
	要介護3 1,028 単位												
	要介護4 1,110 単位												
	要介護5 1,184 単位												

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注				
		成数を行う場合、成数の数値条件を満たさない場合	利用者の数及び利用者の数に占める割合が異なる場合	医師、薬剤師、看護師、介護職員に満たない場合	看護部長が基準に定められた看護職員の数に20/100を超えて得た数未満の場合	常勤のユニットリーダーがユニット毎に配置していない等ユニットケアに対応する体制が整備されていない場合	看護管理の室(看護下)を備えていない場合	看護管理の室(看護下)を備えていない場合	成数を行う場合、成数の数値条件を満たさない場合	認知症行動・心健診対策的加算	若年性認知症利用者受入れ加算	利用者に対し送迎を行う場合	
(1)Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (676 単位)										
		b.Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援2 (710 単位)										
		a.Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 (637 単位)										
	(二)Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<従来型個室>	要支援2 (792 単位)										
		b.Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 (686 単位)										
		a.Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援2 (700 単位)										
	(三)Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a.Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	要支援1 (625 単位)										
		b.Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	要支援2 (780 単位)										
		a.Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	要支援1 (550 単位)										
(2)Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要支援2 (684 単位)										
		b.Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 (609 単位)										
		a.Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援2 (764 単位)										
	(二)Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<従来型個室>	要支援1 (549 単位)										
		b.Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援2 (672 単位)										
		a.Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 (610 単位)										
	(三)Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a.Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	要支援2 (754 単位)										
		b.Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	要支援1 (533 単位)										
		a.Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	要支援2 (656 単位)										
(3)特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (594 単位)										
		b.Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援2 (738 単位)										
		a.Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 (523 単位)										
	(二)Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<従来型個室>	要支援2 (650 単位)										
		b.Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 (579 単位)										
		a.Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援2 (726 単位)										
	(4)ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (498 単位)									
			b.ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援2 (615 単位)									
			a.ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 (468 単位)									
(二)ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)		a.ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型個室の多床室>	要支援2 (693 単位)										
		b.ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 (566 単位)										
		a.ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援2 (683 単位)										
(5)ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)		(一)ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (658 単位)									
			b.ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援2 (815 単位)									
			a.ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 (658 単位)									
	(二)ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型個室の多床室>	要支援2 (815 単位)										
		b.ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 (648 単位)										
		a.ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援2 (805 単位)										
	(6)ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (648 単位)									
			b.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援2 (805 単位)									
			a.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 (648 単位)									
(二)ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)		a.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型個室の多床室>	要支援2 (805 単位)										
		b.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 (672 単位)										
		a.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援2 (818 単位)										
(7)ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)		(一)ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (672 単位)									
			b.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援2 (818 単位)									
			a.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 (672 単位)									
	(二)ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型個室の多床室>	要支援2 (818 単位)										
		b.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 (616 単位)										
		a.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援2 (765 単位)										
	(8)ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (616 単位)									
			b.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援2 (765 単位)									
			a.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 (616 単位)									
(二)ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)		a.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型個室の多床室>	要支援2 (779 単位)										
		b.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 (641 単位)										
		a.ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援2 (779 単位)										
(9) 認知症専門ケア加算		(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))										
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)										
		(三)認知症専門ケア加算(Ⅲ)	(1日につき 3単位を加算)										
	(四)認知症専門ケア加算(Ⅳ)	(1日につき 3単位を加算)											
	(五)認知症専門ケア加算(Ⅴ)	(1日につき 3単位を加算)											
(10) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 18単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 12単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)											
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	(1日につき 6単位を加算)											
	(五) サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	(1日につき 6単位を加算)											
(11) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×26/1000)											
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×18/1000)											
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×10/1000)											
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位数×90/100)											
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +所定単位数×80/100)											

注：夜間勤務等(Ⅰ)は、夜間勤務等加算を適用しない。
 ※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護医療院)

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の	該当する						割引
				1 1級地	2 2級地	3 3級地	4 4級地	5 5級地	その他	
各サービス共通	1 I型介護医療院	1 I型(I) 2 I型(II) 3 I型(III)	地域区分	1 1級地	2 2級地	3 3級地	4 4級地	5 5級地		
			夜間勤務条件基準	1 基準型	2 加算型 I	3 加算型 II	7 加算型 III	5 加算型 IV		
			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 薬剤師	4 看護職員	5 介護職員		
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし	2 あり					
			療養環境基準(廊下)	1 基準型	2 減算型					
			療養環境基準(療養室)	1 基準型	2 減算型					
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし	2 あり					
			栄養マネジメント体制	1 なし	2 あり					
			療養食加算	1 なし	2 あり					
			特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導	2 薬剤管理指導					
				3 集団コミュニケーション療法						
				2 理学療法	3 作業療法	4 言語聴覚療法	5 精神科作業療法			
				6 その他						
				リハビリテーション提供体制	1 なし	2 加算 I	3 加算 II			
				認知専門ケア加算	1 なし	2 加算 I	3 加算 II			
	重度認知症患者療養体制加算	1 なし	2 加算 I	3 加算 II						
	移行定着支援加算	1 なし	2 あり							
	サービス提供体制強化加算	1 なし	5 加算 I	2 加算 II	3 加算 III	4 加算 III				
	介護職員処遇改善加算	1 なし	6 加算 I	5 加算 II	2 加算 III	3 加算 IV	4 加算 V			
2 II型介護医療院	2 II型(I) II型(II) 3 II型(III)	夜間勤務条件基準	1 基準型	2 加算型 I	3 加算型 II	7 加算型 III	5 加算型 IV			
		職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 薬剤師	4 看護職員	5 介護職員			
		身体拘束廃止取組の有無	1 なし	2 あり						
		療養環境基準(廊下)	1 基準型	2 減算型						
		療養環境基準(療養室)	1 基準型	2 減算型						
		若年性認知症入所者受入加算	1 なし	2 あり						
		栄養マネジメント体制	1 なし	2 あり						
		療養食加算	1 なし	2 あり						
		特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導	2 薬剤管理指導						
			3 集団コミュニケーション療法							
			2 理学療法	3 作業療法	4 言語聴覚療法	5 精神科作業療法				
			6 その他							
			リハビリテーション提供体制	1 なし	2 加算 I	3 加算 II				
			認知専門ケア加算	1 なし	2 加算 I	3 加算 II				
			重度認知症患者療養体制加算	1 なし	2 加算 I	3 加算 II				
	移行定着支援加算	1 なし	2 あり							
	サービス提供体制強化加算	1 なし	5 加算 I	2 加算 II	3 加算 III	4 加算 III	4 加算 III			
	介護職員処遇改善加算	1 なし	6 加算 I	5 加算 II	2 加算 III	3 加算 IV	4 加算 V			

5 ユニット型Ⅱ型介護医療院	療養環境基準(療養室)	1 基準型 2 減算型	1 基準型 2 減算型
		若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり
		栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり
		療養食加算	1 なし 2 あり
		特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
		リハビリテーション提供体制	2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
		認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
		重度認知症患者療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
		移行定着支援加算	1 なし 2 あり
		サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型
		夜間勤務条件基準	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員
		職員の欠員による減算の状況	1 対応不可 2 対応可
		ユニットケア体制	1 なし 2 あり
		身体拘束廃止取組の有無	1 基準型 2 減算型
		療養環境基準(廊下)	1 基準型 2 減算型
		療養環境基準(療養室)	1 なし 2 あり
		若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり
6 ユニット型特別介護医療院	療養環境基準(療養室)	1 基準型 2 減算型	1 基準型 2 減算型
		若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり
		栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり
		療養食加算	1 なし 2 あり
		認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
		重度認知症患者療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
		サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型
		夜間勤務条件基準	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員
		職員の欠員による減算の状況	1 対応不可 2 対応可
		ユニットケア体制	1 なし 2 あり
		身体拘束廃止取組の有無	1 基準型 2 減算型
		療養環境基準(廊下)	1 基準型 2 減算型
		療養環境基準(療養室)	1 なし 2 あり
		若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり
		栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり
		療養食加算	1 なし 2 あり
		認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
重度認知症患者療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型		

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（短期入所療養介護）

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等												
			1 1級地	2 2級地	3 3級地	4 4級地	5 5級地	6 6級地	7 7級地	その他	加算型I	加算型II	加算型III	加算型IV	
短期入所療養介護	各サービス共通	1 I型 2 I型 3 I型	夜間勤務条件基準	1 基準型	2 加算型I	3 加算型II	4 加算型III	5 加算型IV	6 減算型						
			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 薬剤師	4 看護職員	5 介護職員							
			療養環境基準（廊下）	1 基準型	2 減算型										
1 I型介護医療院	1 I型介護医療院	1 I型 2 I型 3 I型	療養環境基準（療養室）	1 基準型	2 減算型										
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり										
			送迎体制	1 対応不可	2 対応可										
2 II型介護医療院	2 II型介護医療院	1 II型 2 II型 3 II型	療養食加算	1 なし	2 あり										
			認知症専門ケア加算	1 なし	2 加算I	3 加算II									
			重度認知症疾患療養体制加算	1 なし	2 加算I	3 加算II									
3 特別介護医療院	3 特別介護医療院	1 I型 2 II型	特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導	2 薬剤管理指導										
			リハビリテーション提供体制	1 理学療法I	2 作業療法	3 言語聴覚療法	4 言語聴覚療法	5 精神科作業療法	6 その他						
			サービステキニ提供体制強化加算	1 なし	2 加算I	3 加算II	4 加算III	5 加算IV	6 加算V						
1 I型介護医療院	1 I型介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型	2 加算型I	3 加算型II	4 加算型III	5 加算型IV	6 減算型						
			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 薬剤師	4 看護職員	5 介護職員							
			療養環境基準（廊下）	1 基準型	2 減算型										
2 II型介護医療院	2 II型介護医療院	1 II型 2 II型 3 II型	療養環境基準（療養室）	1 基準型	2 減算型										
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり										
			送迎体制	1 対応不可	2 対応可										
3 特別介護医療院	3 特別介護医療院	1 I型 2 II型	療養食加算	1 なし	2 あり										
			認知症専門ケア加算	1 なし	2 加算I	3 加算II									
			重度認知症疾患療養体制加算	1 なし	2 加算I	3 加算II									
1 I型介護医療院	1 I型介護医療院	1 I型 2 II型	特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導	2 薬剤管理指導										
			リハビリテーション提供体制	1 理学療法I	2 作業療法	3 言語聴覚療法	4 言語聴覚療法	5 精神科作業療法	6 その他						
			サービステキニ提供体制強化加算	1 なし	2 加算I	3 加算II	4 加算III	5 加算IV	6 加算V						
2 II型介護医療院	2 II型介護医療院	1 II型 2 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型	2 加算型I	3 加算型II	4 加算型III	5 加算型IV	6 減算型						
			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 薬剤師	4 看護職員	5 介護職員							
			療養環境基準（廊下）	1 基準型	2 減算型										
3 特別介護医療院	3 特別介護医療院	1 I型 2 II型	療養環境基準（療養室）	1 基準型	2 減算型										
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり										
			送迎体制	1 対応不可	2 対応可										

2A	4 ユニット型 I 型介護医療院	1 I 型 2 I 型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可
			療養食加算	1 なし 2 あり
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II
			重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II
			特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
			リハビリテーション提供体制	2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算 I-I 2 加算 I-O 3 加算 II 4 加算 III
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V
			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可
			療養食加算	1 なし 2 あり
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II
			重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II
			特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
			リハビリテーション提供体制	2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算 I-I 2 加算 I-O 3 加算 II 4 加算 III
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V
			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可
			療養食加算	1 なし 2 あり
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II
			重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算 I-I 2 加算 I-O 3 加算 II 4 加算 III
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V
	5 ユニット型 II 型介護医療院		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可
			療養食加算	1 なし 2 あり
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II
			重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II
			特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
			リハビリテーション提供体制	2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算 I-I 2 加算 I-O 3 加算 II 4 加算 III
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V
			夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可
			療養食加算	1 なし 2 あり
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II
			重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算 I-I 2 加算 I-O 3 加算 II 4 加算 III
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V
	6 ユニット型特別介護医療院	1 I 型 2 II 型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可
			療養食加算	1 なし 2 あり
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II
			重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算 I-I 2 加算 I-O 3 加算 II 4 加算 III
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V

2B	介護予防 短期入所療養介護	4 ユニット型I型介護医療院	1 I型 2 I型	夜間勤務条件基準 職員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準(廊下) 療養環境基準(療養室) 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービスマ提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算I 3 加算II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算III 1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V 1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算I 3 加算II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算III 1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V 1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型
				夜間勤務条件基準 職員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準(廊下) 療養環境基準(療養室) 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービスマ提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	
		5 ユニット型II型介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準 職員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準(廊下) 療養環境基準(療養室) 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービスマ提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算I 3 加算II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算III 1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V 1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型
		6 ユニット型特別介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準 職員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準(廊下) 療養環境基準(療養室) 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービスマ提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算I 3 加算II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算III 1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V 1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型

介護医療院等への転換支援及び開設許可

1 介護医療院等への転換に係る支援措置について

(1) 医療療養病床を有する医療機関について

ア 介護保険施設等への転換

- ・実施主体：都道府県（県事業名：療養病床転換助成事業）
- ・負担割合：国 10/27、県 5/27、保険者 12/27
（国の財源は病床転換助成交付金）
- ・基準単価：改修 50 万円/床、創設 100 万円/床、改築 120 万円/床
- ・担当課 熊本県医療政策課

(2) 介護療養病床を有する医療機関（介護療養型医療施設）について

ア 介護老人保健施設へ転換する場合

- ・実施主体：市町村（地域医療介護総合確保基金を活用）
- ・負担割合：国 2/3 県 1/3
- ・基準単価（1床あたり）（単位：万円）

	～H21	H22～H23	H24～H25	H26	H27～現在
改修	50	65	85	93	96
創設	100	130	170	186	193
改築	120	160	210	230	239

※基準単価補足

改修・・・躯体工事に及ばない屋内改修で工事を伴うもの。

創設・・・既存の施設を取り壊さずに新たに施設を整備するもの。

改築・・・既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。

イ 介護医療院へ転換する場合

- ・実施主体：市町村（地域医療介護総合確保基金を活用）
- ・負担割合：国 2/3 県 1/3
- ・基準単価（1床あたり）（単位：万円）

	H30～
改修	96
創設	193
改築	239

ウ 開設準備経費（上記施設へ転換する場合）

- ・実施主体：市町村（地域医療介護総合確保基金を活用）
- ・負担割合：国 2/3 県 1/3
- ・基準単価（1床あたり）
156 千円

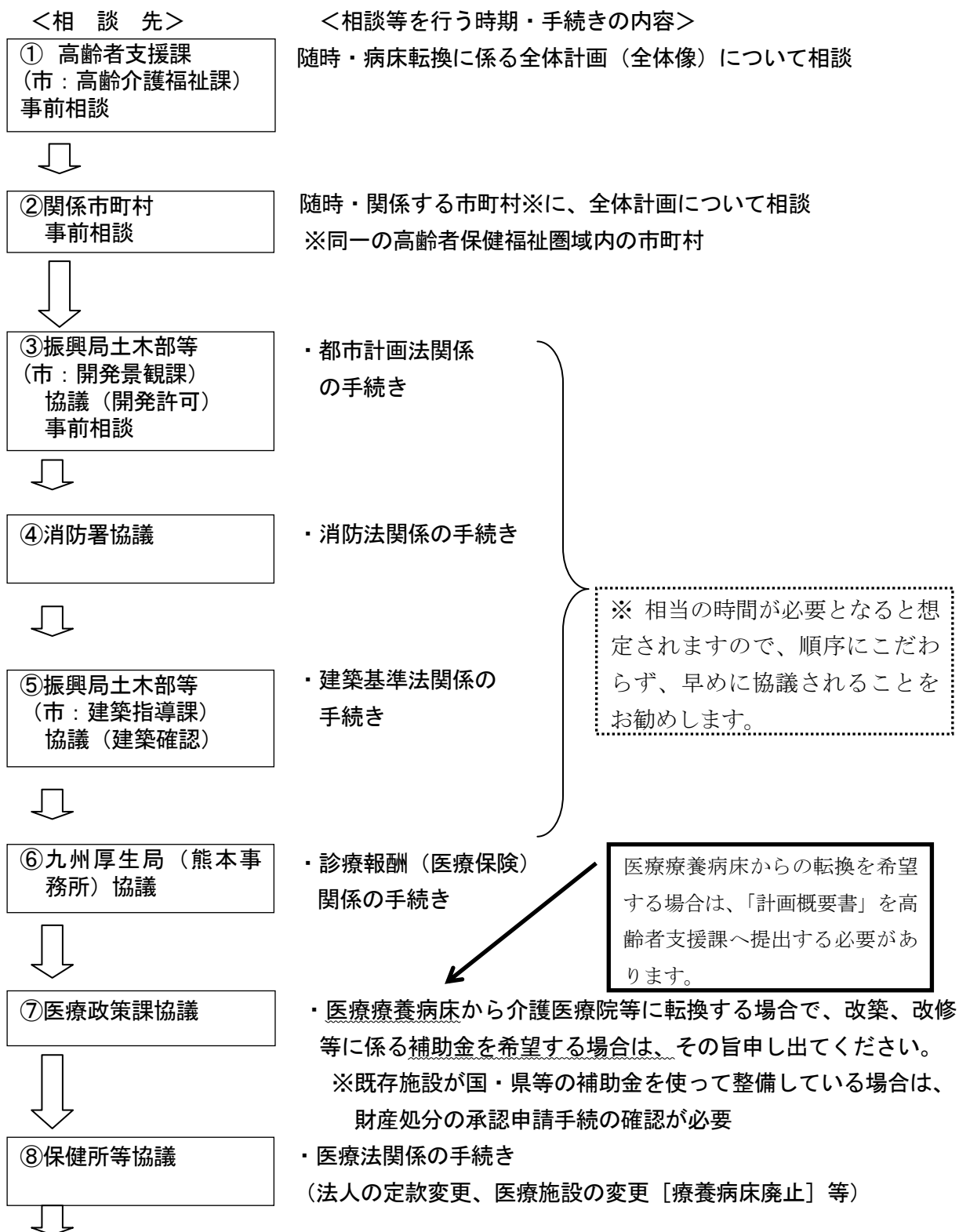
2 介護医療院の開設許可申請に係る手続の流れ

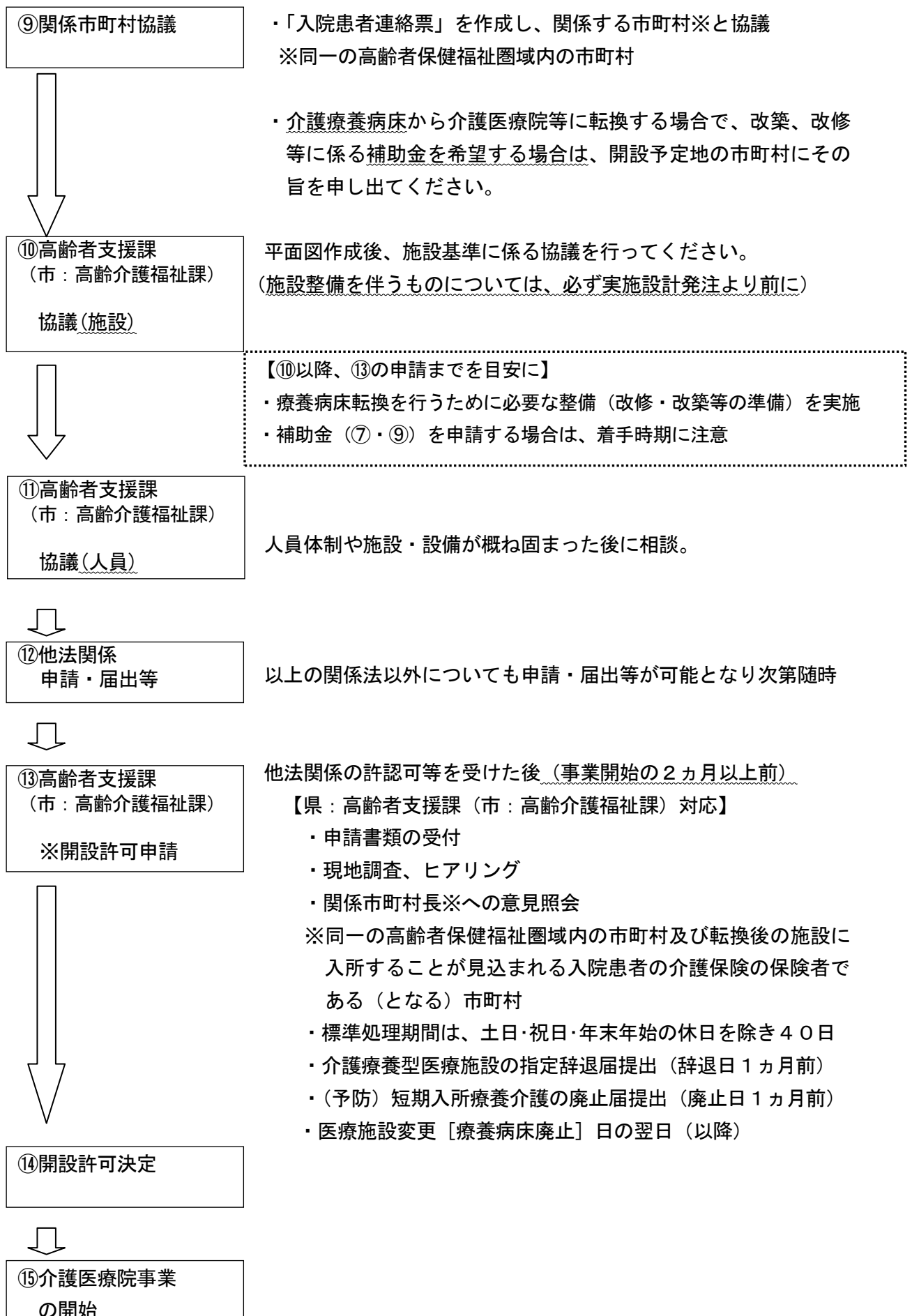
※（ ）は熊本市の施設の場合の相談先

1 事前の協議（相談）や申請に係る手続の流れ

一般的な流れを示すものです。協議の必要な関係機関とは、できるだけ早めに協議等を行ってください。

(例) 介護療養型医療施設から介護医療院への転換





2 相談窓口

○相談(申請)窓口

※熊本市内の施設は熊本市、それ以外の施設は熊本県へご相談ください。

上記①⑩⑬について：(県)高齢者支援課 施設班 096-333-2217

(市)高齢介護福祉課 介護事業指導室 096-328-2793

上記⑪について：(県)高齢者支援課 介護サービス班 096-333-2219

(市)高齢介護福祉課 介護事業指導室 096-328-2793

上記⑦について：(県)医療政策課 企画・医師確保班 096-333-2204

(※熊本市内の事業所も県の医療政策課が窓口となります。)

上記⑥について：九州厚生局熊本事務所 096-284-8001

【療養病床の転換に関する相談窓口】

<熊本市以外の事業所>

相談事項	窓口	電話番号
・医療療養病床からの転換助成金	県医療政策課(企画・医師確保班)	096-333-2204
・介護保険施設の開設許可 ・有料老人ホームの届出 ・介護療養病床の転換に係る市町村交付金	県高齢者支援課(施設班)	096-333-2217
・介護保険施設の設備・人員基準	県高齢者支援課(介護サービス班)	096-333-2219
・診療報酬(医療保険)関係の手続き	九州厚生局熊本事務所	096-284-8001
・サービス付き高齢者向け住宅の登録	県住宅課(計画班)	096-333-2547
・その他のお問い合わせ	県医療政策課(総務・医事班)	096-333-2205
	県認知症対策・地域ケア推進課(地域ケア推進班)	096-333-2211

また、これまで医療機関等から療養病床の再編成・転換について寄せられた相談、質問等については、県ホームページにQ&Aを掲載しておりますので、御参照ください。

<熊本市内の事業所>

相談事項	窓口	電話番号
・医療療養病床からの転換助成金	県医療政策課(企画・医師確保班)	096-333-2204
・介護保険施設の開設許可 ・有料老人ホームの届出 ・介護療養病床の転換に係る市町村交付金 ・介護保険施設の設備・人員基準	市高齢介護福祉課介護事業指導室	096-328-2793
・診療報酬(医療保険)関係の手続き	九州厚生局熊本事務所	096-284-8001
・サービス付き高齢者向け住宅の登録	市建築政策課	096-328-2438